

公益社団法人日本フラワーデザイナー協会定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、公益社団法人日本フラワーデザイナー協会(略称 NFD)と称する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を東京都港区に置く。

- 2 この法人は、理事会の決議によって従たる事務所を必要な地に置くことができる。

(名誉総裁)

第3条 この法人に名誉総裁1名を置くことができる。

- 2 名誉総裁は、総会の決議により、推戴する。
- 3 名誉総裁は、この法人の象徴とする。

第2章 目的及び事業

(目的)

第4条 この法人は、フラワーデザインの日本的な調和と融合をはかり、その普及、技術の向上及び国際交流を行って、全ての人々の豊かな情操の涵養に資するほか、わが国の文化、学術及び芸術の伸展に寄与することを目的とする。

(規律)

第5条 この法人は、理事会が別に定める倫理規程の理念と規範に則り、事業を公正かつ適正に運営し、前条に掲げる公益目的の達成と社会的信用の維持・向上に努めるものとする。

(事業)

第6条 この法人は、第4条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1)教育・普及に関する事業
- (2)資格検定に関する事業
- (3)学術・研究・技術開発に関する事業
- (4)催事開催に関する事業
- (5)国際交流に関する事業
- (6)資料等の収集・調査に関する事業
- (7)助成に関する事業

- (8)無料職業紹介に関する事業
 - (9)出版物、教材等の制作、発行、販売に関する事業
 - (10)その他第4条の目的を達成するために必要な事業
- 2 前項の事業については、本邦及び海外において行うものとする。

第3章 会員

(法人の構成員)

第7条 この法人の会員は、この法人の事業に賛同して入会した個人又は団体とする。

(種別)

第8条 この法人に、次の会員を置く。

- (1)正会員 フラワーデザイナー資格検定試験に合格し、この法人の事業に賛同して入会した個人
 - (2)準会員 この法人の事業に協賛する者、フラワーデザイナー資格の取得予定者
 - (3)賛助会員 この法人の事業を賛助するため入会した団体
 - (4)特別会員 この法人に功労のあった者で総会において推薦された者
- 2 この法人の一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(以下、「法人法」という)上の社員は、全国を10地区に分けて概ね正会員100人に1人の割合をもって選出される代議員をもって社員(以下、「代議員」という)とする。100人未満の端数については50人を超えた場合1人を増加する。代議員の定数は選挙の前年9月末日の在籍正会員数を基に算出する。
- 3 代議員を選出するため、正会員による代議員選挙を行う。代議員選挙を行うために必要な細則は理事会において定める。
- 4 正会員は、前項の代議員選挙に立候補することができる。
- 5 第3項の代議員選挙において、正会員は他の正会員と等しく代議員を選挙する権利を有する。理事又は理事会は、代議員を選出することはできない。
- 6 代議員の任期は、選任後はじめて開始する事業年度開始日から就任後2年以内に終了する最終の事業年度最終日までとする。ただし、代議員が総会決議取消しの訴え、解散の訴え、責任追及の訴え及び役員解任の訴えを提起している場合には、当該訴訟が終結するまでの間、当該代議員は代議員たる地位を失わない。この場合において、当該代議員は第2項に定める代議員の員数に含まれないものとし、当該代議員は、役員選任及び解任並びに定款変更について議決権を有しないこととする。
- 7 代議員は役員を兼務することができない。また、代議員が役員選挙に立候補した場合は、代議員の資格を喪失するものとする。

8 代議員が欠けた場合は、代議員選挙における次点者を順次代議員に繰り上げるものとする。また、繰り上げる次点者がいない場合は補充選挙を行うことができる。繰り上げ、あるいは補充選挙による代議員の任期は、前任者の残任期間とする。

9 正会員は、法人法に規定された次に掲げる社員の権利を、代議員と同等に当法人に対し行使することができる。

- (1) 法人法第14条第2項の権利(定款の閲覧等)
- (2) 法人法第32条第2項の権利(社員名簿の閲覧等)
- (3) 法人法第57条第4項の権利(社員総会の議事録の閲覧等)
- (4) 法人法第50条第6項の権利(社員の代理権証明書等の閲覧等)
- (5) 法人法第52条第5項の権利(電磁的方法による議決権行使記録の閲覧等)
- (6) 法人法第97条第2項の権利(理事会の議事録の閲覧等)
- (7) 法人法第129条第3項の権利(計算書類等の閲覧等)
- (8) 法人法第223条第2項及び第229条第2項の権利(清算法人の貸借対照表等の閲覧等)
- (9) 法人法第246条第3項、第250条第3項及び第256条第3項の権利(合併契約等の閲覧等)

10 前項のほか、正会員に対し総会の開催を日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、開催日の2週間前までに通知し、総会資料書を送付する。また、正会員は総会の1週間前までに出席の申請をすれば、総会に出席し意見を述べることができる。但し、議決権は有しない。

11 理事、監事又は会計監査人は、その任務を怠ったときは、この法人に対し、これによって生じた損害を賠償する責任を負い、法人法第112条の規定にかかわらず、この責任は、すべての正会員の同意がなければ、免除することができない。

但し、当該役員等が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、賠償の責任を負う額から法人法上の最低責任限度額を控除して得た額を限度として、総会の決議によって免除することができる。

(入会)

第9条 正会員、準会員又は賛助会員として入会しようとする者は、理事会において別に定めるところにより、入会の申込みを行うものとする。

2 理事会においてその可否を決定し、これを本人に通知するものとする。

(入会金及び会費)

第10条 この法人の事業活動に経常的に生じる費用に充てるため、正会員、準会員及び賛助会員は、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

2 前項の入会金及び会費の使途は別に理事会で定める。

(任意退会)

第11条 会員は、理事会において別に定める退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

(除名及び懲戒)

第12条 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、総会の決議に基づき、除名することができる。この場合、総会において決議の前に弁明の機会を与えなければならない。なお、会員でなくなった場合は代議員としての資格も失う。

- (1)この定款その他の規則に違反したとき。
- (2)この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- (3)その他除名すべき正当な事由があるとき。

2 前項に定めることその他、懲戒に関する細則は理事会において別に定める。

(会員資格喪失)

第13条 第11条及び第12条第1項の場合のほか、会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1)会費の納入が継続して1年以上なされなかったとき。
- (2)総代議員が同意したとき。
- (3)当該会員が死亡し、又は解散したとき。
- (4)成年被後見人又は被保佐人になったとき。

(代議員の罷免)

第14条 代議員が次のいずれかに該当するに至ったときは、総会の決議に基づき、罷免することができる。この場合、総会において決議の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1)この定款その他の規則に違反したとき。
- (2)この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- (3)その他罷免すべき正当な事由があるとき。

第4章 総会

(種類)

第15条 総会は、定時総会及び臨時総会の2種とする。

(構成)

第16条 総会は、選挙によって選出された代議員をもって構成する。

2 前項の総会をもって法人法上の社員総会とする。

(権限)

第17条 総会は、法人法に規定する事項並びにこの定款で定める事項を決議する。

- (1)入会金及び会費の金額
- (2)会員の除名並びに代議員の罷免
- (3)役員並びに会計監査人の選任及び解任
- (4)役員の報酬等の額
- (5)定款の変更
- (6)重要な財産の処分及び譲受け
- (7)多額の借財
- (8)解散及び残余財産の処分
- (9)理事会において総会に付議した事項
- (10)その他総会で決議するものとして法令及びこの定款に定められた事項

- 2 前項にかかわらず、個々の総会においては、第19条第3項の書面に記載した目的以外の事項は、決議することができない。

(開催)

第18条 総会は、定時総会として毎年度6月に1回開催するほか、必要がある場合に開催する。

(招集)

第19条 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

- 2 総代議員の議決権の5分の1以上の議決権を有する代議員は、理事長に対し、総会の目的である事項及び招集の理由を示して、総会の招集を請求することができる。
- 3 総会を招集するときは、日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、開催日の2週間前までに通知しなければならない。

(議長)

第20条 総会の議長は、その総会において、出席代議員の中から選出する。

(定足数)

第21条 総会は、当該総会の目的である事項についての議決権を有する代議員の過半数の出席がなければ開催することができない。

(決議)

第22条 総会の議事は、法人法第49条第2項に規定する事項及びこの定款に特に規定するものを除き、議決に加わることのできる代議員の過半数が出席し、その過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の裁決するところによる。

2 前項の場合において、議長は、代議員として表決に加わることはできない。

3 第1項の規定にかかわらず、次の決議は、議決に加わることのできる代議員の半数以上であって、議決に加わることのできる代議員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

(1)会員の除名

(2)監事の解任

(3)代議員の罷免

(4)定款の変更

(5)解散

(6)基本財産の処分

(7)その他法令及び本定款で定められた事項

(議事録)

第23条 総会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成し、議長及び総会に出席した代議員のうちから選出された議事録署名人2名がこれに記名押印しなければならない。

第5章 役員等

(種類及び定数)

第24条 この法人に、次の役員を置く。

理事 15名以上20名以内

監事 2名以上3名以内

2 前項の役員の中に3名の学識経験役員を置くことができる。

3 理事のうち1名を理事長とし、理事長をもって法人法上の代表理事とする。

4 代表理事以外の理事の中から法人法第91条第1項第2号の業務執行理事を選定する。

5 前項の業務執行理事の中から、副理事長2名以内、専務理事1名及び常任理事6名以内を置くことができる。

6 この法人に、会計監査人を置く。

(選任等)

第25条 理事及び監事並びに会計監査人は、総会の決議によって選任する。

2 理事長、副理事長、専務理事及び常任理事は、理事会において選任する。

3 監事及び会計監査人は、この法人又はその子法人の理事及び使用人を兼ねるこ

- とができない。また、監事は、相互に親族その他特殊の関係があつてはならない。
- 4 理事のうち、理事のいずれか1名とその配偶者又は3等親内の親族その他特別の関係にある者の合計数は、理事総数の3分の1を超えてはならない。監事についても、同様とする。
 - 5 他の同一の団体の理事又は使用人である者その他これに準ずる相互に密接な関係にある者である理事の合計数は、理事の総数の3分の1を超えてはならない。監事についても、同様とする。
 - 6 総会に提出する会計監査人の選任及び解任並びに会計監査人を再任しないことに関する議案の内容は、監事の過半数をもって決定する。

(理事の職務及び権限)

第26条 理事は、理事会を構成し、この定款の定めるところにより、この法人の業務の執行を決定する。

- 2 理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行し、業務執行理事は、理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。
- 3 理事長及び業務執行理事は、3ヶ月に1回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第27条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。
- 3 監事は、総会及び理事会に出席し、必要があると認めるときは意見を述べなければならない。

(会計監査人の職務及び権限)

第28条 会計監査人は、法令で定めるところにより、この法人の貸借対照表及び正味財産増減計算書並びにこれらの附属明細書、財産目録、キャッシュ・フロー計算書を監査し、会計監査報告を作成する。

- 2 会計監査人は、いつでも、次に掲げるものの閲覧及び謄写をし、又は理事及び使用人に対し、会計に関する報告を求めることができる。
 - (1)会計帳簿又はこれに関する資料が書面をもって作成されているときは、当該書面。
 - (2)会計帳簿又はこれに関する資料が電磁的記録をもって作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を法令で定める方法により表示したもの。

(任期)

第29条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。

2 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。

3 理事長の任期は、連続して3期を超えることはできない。

4 理事の任期は、通算10期を超えることができない。また、選任が行われる年の3月末日までに年齢が満70歳に達している者は、理事になることができない。

5 監事の任期は、通算3期を超えることができない。

6 役員は、第24条第1項で定めた役員の数に欠けた場合には、辞任又は任期満了後においても、新たに選任された者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

7 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。

8 会計監査人は、前項の定時総会において別段の決議がなされなかったときは、その定時総会において再任されたものとみなす。

(解任)

第30条 役員及び会計監査人は、総会の決議によって解任することができる。

2 監事は、会計監査人が次の各号の一に該当するときは、その会計監査人を解任することができる。この場合、監事は解任した旨及び解任の理由を、解任後最初に招集される総会に報告しなければならない。

(1)職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。

(2)会計監査人としてふさわしくない行為があったと認められるとき。

(3)心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えられないと認められるとき。

3 前項の規定による解任は、監事全員の同意によって行わなければならない。

(報酬)

第31条 理事及び監事に対する報酬等は、総会の決議によって定める。

2 会計監査人に対する報酬等は、監事の過半数の同意を得て理事会において定める。

(名誉会長及び相談役)

第32条 この法人に、1名の名誉会長及び5名以内の相談役を置くことができる。

2 名誉会長及び相談役は、理事会において選任及び解任する。

- 3 名誉会長及び相談役は、無報酬とする。
- 4 名誉会長及び相談役の任期は、2年とする。但し、再任は妨げない。

(名誉会長及び相談役の職務)

第33条 名誉会長及び相談役は、理事長の諮問に応え、理事長に対し、意見を述べることができる。

(責任の限定)

第34条 この法人は、非業務執行理事等との間で、法人法第111条第1項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には賠償責任を限定する契約を、理事会の決議によって、締結することができる。但し、その契約に基づく賠償責任の限度額は、法令で定めた最低責任限度額とする。

第6章 理事会

(構成)

- 第35条 この法人に理事会を置く。
- 2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

- 第36条 理事会は、この定款に別に定めるもののほか、次の職務を行う。
- (1)この法人の業務執行の決定
 - (2)理事の職務の執行の監督
 - (3)代表理事及び業務執行理事の選定及び解職
 - (4)総会に付議する事項の決定
- 2 理事会は次に掲げる事項その他の重要な業務執行の決定を、理事に委任することができない。
- (1)重要な使用人の選任及び解任
 - (2)従たる事務所その他重要な組織の設置、変更及び廃止
 - (3)理事の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他この法人の業務の適正を確保するために必要な法令で定める体制の整備
 - (4)第34条の責任限定契約の締結
- 3 この法人は、保有する株式(出資)について、その株式(出資)の発行会社に対して株主等としての権利を行使する場合には、次の事項を除き、あらかじめ理事会において理事総数の3分の2以上の承認を要する。
- (1) 配当の受領
 - (2) 無償新株式
 - (3) 株主配当増資への応募

(4) 株主宛配付書類の受領

(種類及び開催)

第37条 理事会は、定例理事会及び臨時理事会の2種とする。

(開催)

第38条 理事会は、定例理事会として毎事業年度2回開催するほか、必要がある場合に臨時理事会を開催する。

(招集)

第39条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事会を招集するときは、日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、開催日の1週間前までに、各理事及び各監事に対して通知しなければならない。

(定足数)

第40条 理事会は、理事現在数の過半数の出席がなければ開催することができない。

(決議)

第41条 理事会の議事は、この定款に別段の定めがあるもののほか、議決に加わることができる理事の過半数が出席し、その過半数をもって決し、可否同数のときは議長の裁決するところによる。

- 2 前項の場合において、議長は、理事として表決に加わることはできない。

(決議の省略)

第42条 理事長が理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき当該事項について決議に加わることができる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。但し、監事が当該提案について異議を述べたときは除く。

(議事録)

第43条 理事会の議事については、法令又はこの定款に定めるところにより議事録を作成し、出席した代表理事及び監事は、これに記名・押印しなければならない。

第7章 支部

(支部)

第44条 この法人の支部は、理事会の決議によって都道府県の各地域に1つ以上置くことができる。また、必要に応じ海外に置くことができる。

- 2 支部の設置及び廃止等に関する規則及び支部の運営に関し必要な事項は理事会が別に定める。

(支部の職務権限)

第45条 支部は、総会及び理事会の決議により、この法人の事業計画にもとづき、支部地域の運営機関として地域社会に貢献し、この法人の発展に寄与することを職務とする。

第8章 部会及び委員会

(部会及び委員会)

第46条 この法人の事業を推進するために必要あるときは、理事会はその決議により、部会及び委員会を設置することができる。

- 2 部会及び委員会の部員及び委員は、理事、会員及び学識経験者のうちから、理事会が選任する。
- 3 部会及び委員会の任務、構成並びに運営に関し必要な事項は、理事会が別に定める。

第9章 資産及び会計

(事業年度)

第47条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第48条 この法人の事業計画書、収支予算書については、毎事業年度の開始の日の前日までに、理事長が作成し、理事会の承認をうけ総会に報告しなければならない。また、これを変更する場合も、同様とする。

- 2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第49条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受け、かつ、第3号から第7号までの書類について会計監査人の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、定時総会に報告しなければならない。

- (1)事業報告
- (2)事業報告の附属明細書

- (3)貸借対照表
- (4)正味財産増減計算書
- (5)貸借対照表及び正味財産増減計算書の附属明細書
- (6)財産目録
- (7)キャッシュ・フロー計算書

- 2 前項第3号から第7号までの書類については、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律施行規則第48条に定める要件に該当しない場合には、前項中、定時総会への報告に代えて、定時総会の承認を受けなければならない。
- 3 第1項の規定により報告され、又は前項の規定により承認を受けた書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款、社員名簿を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。
 - (1)監査報告
 - (2)会計監査報告
 - (3)理事及び監事の名簿
 - (4)理事及び監事の報酬等の支給の基準を記載した書類
 - (5)運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類
- 4 この法人は、定時総会の終結後直ちに、法人法第128条の定めるところにより、貸借対照表を公告するものとする。

(公益目的取得財産残額の算定)

第50条 理事長は、公益社団及び公益財団の認定に関する法律施行規則第48条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、前条第3項第5号の書類に記載するものとする。

第10章 基金

(基金の拠出)

第51条 この法人は、会員又は第三者に対し、法人法第131条に規定する基金の拠出を求めることができるものとする。

(基金の取扱い)

第52条 基金の募集・割当て・払込み等の手続、基金の管理及び基金の返還等の取扱いについては、理事会の決議により別に定める基金取扱い規程によるものとする。

(基金の拠出者の権利)

第53条 この法人は、第59条による解散のときまで基金をその拠出者に返還しないも

のとする。

- 2 前項の規定にかかわらずこの法人は、次条に定める基金の返還の手続きにより、基金をその拠出者に返還することができるものとする。
- 3 この法人に対する基金の拠出者の権利については、他人に譲渡並びに質入及び信託することはできないものとする。

(基金の返還の手続)

第54条 基金の返還は、定時総会の決議に基づき、法人法第141条に規定する限度額の範囲で行うものとする。

第11章 基本財産

(財産の種別)

第55条 この法人の財産は、基本財産及びその他の財産の2種類とする。

- 2 基本財産は、次に掲げるものをもって構成する。
 - (1) 理事会で、基本財産とすることを決議した財産
 - (2) 末尾の財産目録で基本財産として特定された財産
 - (3) 基本財産として寄付された財産
- 3 その他の財産は、基本財産以外の財産とする。
- 4 公益認定を受けた日以後に寄付を受けた財産については、その半額以上を第6条の公益目的事業に使用するものとし、その取扱いについては、理事会の決議により別に定める寄付金等取扱い規程による。

(基本財産の維持及び処分)

第56条 基本財産についてこの法人は、適正な維持及び管理に務めるものとする。

- 2 やむを得ない理由により基本財産の全部若しくは一部を処分又は担保に提供する場合には、総会において、議決に加わることのできる代議員の3分の2以上の決議を得なければならない。

(財産の管理・運用)

第57条 この法人の財産の管理・運用は、理事長が行うものとし、その方法は、理事会の決議により別に定める財産管理運用規程によるものとする。

第12章 定款の変更及び解散等

(定款の変更)

第58条 この定款は、第60条の規定を除き、総会の決議により変更することができる。

(解散)

第59条 この法人は、法人法第148条第1号から第2号及び第4号から第7号までに規定する事由によるほか、総会の決議により解散することができる。

(公益目的取得財産残額の贈与)

第60条 この法人が公益認定の取消しの処分を受けた場合又は合併により法人が消滅する場合(その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。)には、総会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定の取消しの日又は当該合併の日から1ヵ月以内に、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律(以下、「認定法」という)第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

(残余財産の帰属)

第61条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、総会の決議を経て、認定法第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第13章 事務局

(事務局)

第62条 この法人の事務を処理するため、事務局を設置する。
2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。

第14章 公告の方法

(公告)

第63条 この法人の公告は、電子公告による。
2 電子公告ができない場合は、官報に掲載する方法による。

付則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 この法人の最初の代表理事は回渕昌子、会計監査人は川北博及び徳永信とする。
- 3 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と、公益法人の設立の登記を行ったときは、第47条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。

- 4 この定款の施行後最初の代議員は、第8条と同じ方法で予め行う代議員選挙において最初の代議員として選出された者とする。
- 5 この定款は、平成27年6月26日より改正施行する。
- 6 第24条については第26期役員改選時より改正施行する。
- 7 この定款は、平成30年6月29日より改正施行する。
- 8 この定款は、令和元年6月27日より改正施行する。

財産目録

基本財産

財産種別	場所・数量等
定期預金 (基本財産引当預金)	10,000,000 円
土地	382.67 m ² 所在地 東京都港区高輪 4-5-6
建物	726.59 m ² 所在地 東京都港区高輪 4-5-6